

韓国知的財産ニュース 2026年1月前期・後期

(No. 547)

発行年月日：2026年2月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、1月1日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】「知識財産処所管の非営利法人の設立及び監督に関する規則制定案」の立法予告(知識第2026-13号)
- 1-2 【法案提出】弁理士法の一部改正法律案(議案番号:2216356)
- 1-3 【立法予告】「知識財産処及びその所属機関の職制施行規則」一部改正令案の立法予告(知識財産処告示第2026-24号)
- 1-4 【立法予告】「知的財産基本法施行令一部改正令案の立法予告(知識財産処告示第2026-20号)

関係機関の動き

- 2-1 第61回発明の日を記念に、「発明有功表彰」および「今年の発明王」の申請を受付
- 2-2 国民の「みんなのアイデア」を活用し、韓国の「真の成長」を導く
- 2-3 「2026 WIPO グローバルアワード」申請を募集中
- 2-4 韓国知識財産処、「AI分野の特許審査実務ガイド」を改正
- 2-5 営業秘密保護における実態調査、「国家承認統計」に指定
- 2-6 韓国、次世代AIメモリ「強誘電体素子」特許出願、世界1位
- 2-7 韓国知識財産処、青年の知的財産リーダーとの連携を強化
- 2-8 知的財産人の創造性と挑戦精神で「真の成長」を実現
- 2-9 特許基盤の研究開発戦略でAIなど先端・戦略技術の圧倒的な優位性を確保
- 2-10 K-ブランド輸出企業対象に現場でカスタマイズ型の知的財産紛争に向けた予防教育を実施
- 2-11 韓国知識財産処、「CEO・研究者のための特許出願戦略」を発刊
- 2-12 韓国知識財産処、ウズベキスタンにK-知的財産行政システムを伝授する第一歩
- 2-13 ハーブとして成長したK-AIがグローバル市場をリード

- 2-14 韓国の特許出願、初の 26 万件突破し、世界 4 位
- 2-15 知識財産委員会、2026 年初の政策公開討論会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国知識財産処、2025 年模倣品流通取り締まり成果を発表
- 3-2 商標警察、外国人観光客対象にした模倣品販売グループ、集中取り締まりを推進
- 3-3 韓国知識財産処・食品医薬品安全処・関税庁、K-化粧品模倣品対策に向けた省庁横断的な官民合同協力体制を稼働

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 韓国知識財産処、K ブランドの保護に向け、中国と協力を強化

その他一般

- 5-1 知識財産処は出願事実証明書が悪用されないよう書式整備などの対策を推進します。
- 5-2 特許モンスターから中小企業を支援するため、専門コンサルティングや NPE 情報提供など多角的な取り組みを行っています。

法律、制度関連

1-1【立法予告】「知識財産処所管の非営利法人の設立及び監督に関する規則制定案」の立法予告(知識第 2026-13 号)

電子官報(2026.1.26.)

●知識財産処告示第 2026-13 号

韓国知識財産処所管の非営利法人の設立及び監督における規則を制定するにあたり、その理由及び主要な内容を国民に事前に告知し、これに関する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記のとおり告示します。

2026 年 1 月 26 日

知識財産処長

韓国知識財産処所管の非営利法人設立及び監督における規則制定の案立法予告

1. 改正理由及び主な内容

「政府組織法」の改正(法律第 21065 号、2025 年 10 月 1 日公布・施行)により、産業通商資源

部長官所属であった特許庁が国務総理所属の知識財産処に変更されたことに伴い、知識財産処長が主管官庁となる非営利法人の設立許可及び監督業務等を体系的に遂行するために必要な事項を定めるものである。

イ. 非営利法人の設立許可の申請及び設立許可等(案第3条～第5条)

－ 知識財産処長が主管官庁となる非営利法人の設立許可申請、設立許可、設立関連報告を規定

ロ. 非営利法人事務の検査及び監督(案第6条～第8条)

－ 非営利法人定款の変更許可申請、事業実績及び事業計画等の報告、法人事務の検査及び監督等を規定

ハ. 非営利法人の解散・清算等の手続(案第9条～第12条)

－ 非営利法人設立許可の取消、解散届出、残余財産処分 of 許可、清算終結の届出等を規定

2. 意見提出

知識財産処所管の非営利法人の設立及び監督に関する規則制定案の施行規則一部改正令案について意見のある団体または個人は、**2026年3月9日までに**統合立法予告システム(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にて、法令案を確認した上で意見を提出、又は下記事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否の有無とその理由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合はその名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送付先

지식재산처 규제개혁법무담당관: Building 4 - 1407, Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)

電話番号: (042)481-3455, Fax : (042)472-1403

E-mail : smk0170@korea.kr

3. その他の事項

改正案の詳細については、知識財産処ホームページ(www.kipo.go.kr)の「立法予告」をご参照いただくか、知識財産処 規制改革法務担当官(電話番号 (042)-481-3455)までお問い合わせください。

弁理士法一部改正法律案

議案番号:2216356

提案日:2026年1月27日

提案者:キム・ジョンミン議員、他9人

提案理由及び主要内容

現行法は弁理士又は弁理士であった者の発明等に関する秘密漏洩禁止義務を規定しているが、依頼人が弁理士と相談する過程でやり取りした情報や資料を保護できる規定を設けていない。

近年、産業財産権をめぐる紛争が増加する中、企業の特許権等を効果的に保護するためには、弁理士と依頼人の間で、秘密裏に行われた意思交換の内容を法的に保護すべきだという意見がある。

これに対し、弁理士と依頼人が交わした秘密の意思交換内容及び関連資料について一定の範囲で秘密保持権を認め、弁理士の使命を規定することにより、弁理士の公共性と専門性を強化し、依頼人が信頼に基づき実効的な援助を受けられるようにしようとするものである(案第1条の3及び第23条の2新設)。

法律 第 号

弁理士法一部改正法律案

弁理士法の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 及び第 23 条の 2 をそれぞれ下記とおりに新設する。

第 1 条の 3(弁理士の使命) 弁理士は、発明者、考案者及び創作者の権益を保護し、産業と技術の保護・育成のための産業財産権制度の発展に貢献することを使命とする。

第 23 条の 2(秘密保持権等) ① 弁理士と依頼人又は依頼人となろうとする者(以下この条において「依頼人等」という。)は、その間で第 2 条による業務を処理する目的で行われた秘密の意思交換の内容を公表しないことができる。

② 弁理士と依頼人は、弁理士が受任した事件に関連して訴訟又は行政手続上の行為を行うために作成した書類又は資料(電子的形態で作成・管理されるものを含む。下記この条において同じ)を公表しないことができる。

③ 第 1 項及び第 2 項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項による意思交換の内容又は第 2 項による書類若しくは資料を公表することができる。

1. 依頼人等の承諾がある場合
2. 重大な公益上の必要がある場合
3. 弁理士と依頼人等の間で生じた紛争に関連し、弁理士が自己の権利を行使し又は防御するために必要な場合
4. 他の法律に特別の規定がある場合

附 則

第 1 条(施行日) この法律は、公布の日から起算して 6 か月を経過した日から施行する。

第 2 条(秘密保持権等に関する適用例) 第 23 条の 2 の改正規定は、この法律の施行前にされた第 1 項による意思交換の内容又は第 2 項による書類若しくは資料(電子的形態で作成・管理されるものを含む)に対しても適用する。

1-3【立法予告】「知識財産処及びその所属機関の職制施行規則」一部改正令案の立法予告
(知識財産処告示第 2026-24 号)

電子官報(2026.1.28.)

●知識財産処告示第 2026-24 号

「知識財産処及びその所属機関職制施行規則」の一部改正令案の立法予告にあたり、その理由と主要内容を国民に事前に知らせ、これに関する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記のとおり告示します。

2026 年 1 月 28 日

知識財産処長

「韓国知識財産処及びその所属機関職制施行規則」の一部改正令案

1. 改正理由及び主要内容

韓国知識財産処における特許権・意匠権・営業秘密等の侵害行為に対する捜査を強化するために必要な人員 2 名(6 級 1 名、8 級 1 名)を増員する内容として「知識財産処及びその所属機関の職制」が改正(大統領令第 00000 号、2026 年 2 月 00 日 公布・施行)に伴い変更される事項を反映し、総額人件費制度を活用して職級を上方調整した知識財産処の定員 4 名(5 級 2 名、7 級 2 名)の存続期限を 2026 年 4 月 11 日までから 2028 年 4 月 11 日までへ 2 年間延長するとともに、効率的な組織及び人材運営のため、知識財産処の一部下部組織の分掌事務を調整しようとするものである。

2. 意見提出

本改正案について意見のある団体または個人は、**2026 年 2 月 4 日までに**国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にて、オンラインで 意見を提出、又は下記事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成または反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合はその名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項等

※送付先

- 一般郵便: 혁신 행정 담당관실 Building 4 , Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsaro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)

- E-mail: gusgkr223@korea.kr

- FAX : 042-472-3504

3. その他事項

改正案の詳細については、知識財産処ホームページ(<https://www.moip.go.kr>)「冊子/統計 > 法令及び条約 > 立法予告」をご参照いただくか、知識財産処革新行政担当官室(電話 042-481-5054)までお問い合わせください。

1-4【立法予告】「知的財産基本法施行令一部改正令案の立法予告(知識財産処告示第2026-20号)」

電子官報(2026.1.28.)

●知識財産処告示第 2026-20 号

知識財産基本法施行令の一部改正令案の立法予告を実施するあたり、その理由と主要な内容を国民に事前に知らせ、これに関する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、下記のとおり告示します。

2026 年 1 月 28 日

知識財産処長

知識財産基本法施行令の一部を改正する政令案の立法予告

1. 改正理由

政府組織改編に伴い、知識財産基本法施行令第 3 条(関係中央行政機関の範囲)において特許庁及び企画財政部の名称及び規定号が変更された。同法施行令第 4 条(委員会の構成)に変更された根拠号規定を反映し、委員構成が変更されないよう措置するものである。

2. 主な内容

イ. 第 4 条中「第 14 条の 2」を「第 14 号の 2 から第 14 号の 3 まで」に、「第 23 号」を「第 20 号」に改正する(案第 4 条)

3. 意見提出

本改正案について意見のある団体または個人は、**2026 年 2 月 23 日までに**国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)にて、オンラインで 意見を提出、又は下記事項を記載した意見書を知識財産処長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成または反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合はその名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項等

※送付先

- 一般郵便: Building 4 , Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon, Republic of Korea (Postal code: 35208)

- E-mail : qsun0109@korea.kr

- FAX : 042-472-3464

3. その他事項

改正案の詳細については、知識財産処 知識財産政策課(電話番号: (042) 481-5429, FAX:

042-472-3464) までお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 第 61 回発明の日を記念に、「発明有功表彰」および「今年の発明王」の申請を受付

韓国知識財産処 (2026.1.5.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2026 年 5 月 19 日「第 61 回発明の日」を前に、1 月 2 日の金曜日から「発明有功表彰」と「今年の発明王」の候補申請*を受け付けると発表した。

*「発明有功表彰」申請期間:2026 年 1 月 2 日(金)～2 月 3 日(火)

「今年の発明王」申請期間:2026 年 1 月 2 日(金)～2 月 10 日(火)

発明の日は、世界初の測雨器を発明した 1441 年 5 月 19 日を記念し、1957 年、法定記念日に指定された。発明により、国家産業の発展に貢献した発明有功者(個人および団体)を発掘し、表彰する意義深い日である。

①発明有功表彰の申請対象は、発明家、発明有功者、発明奨励有功者、発明教育有功者、発明奨励有功団体であり、発明振興と知的財産の創出に貢献した個人、または団体は誰でも申請が可能だ。

知識財産処は、政府の表彰業務指針の表彰基準と表彰手続きに基づく審査および公開検証を経て表彰対象者を選定し、「第 61 回発明の日記念式」において一等勲章である金塔産業勲章を含む勲章・褒章および表彰などを授与する予定である。

* 第 61 回発明の日記念式:2026 年 5 月 19 日に開催予定

②今年の発明王は、新技術の研究開発実績および技術革新により国家産業発展に貢献し、発明界および科学技術界において模範となる最優秀発明家に授与する賞であり、賞金 3 千万ウォンと賞牌が授与される。

今年の発明王の申請対象は、発明に直接参加した個人発明家、職務発明家などであり、政府省庁・広域地方自治体・研究機関・大学・企業体・学会・協会および地域知識財産センターなどの長が候補を推薦することもできる。

第 61 回発明の日記念に発明有功表彰および今年の発明王は、韓国発明振興会ウェブサイト(www.kipa.org)でオンライン申請が可能だ。より詳細な内容は、韓国発明振興会(☎02-3459-2794, 2845, 2792)への問い合わせ、またはウェブサイトを参照。

2-2 国民の「みんなのアイデア」を活用し、韓国の「真の成長」を導く

韓国知識財産処(2026.1.8.)

- 国民が提案し、政府が政策・事業として実現する国家プロジェクトを本格始動 -
- 全体 1 位には最大 1 億ウォン、優秀参加者 1 万人には 3 万ウォン、政策・事業化まで連携を支援 -

<国民アイデア活用優良事例>

- #1. 高速道路のカラー誘導線アイデア: 車線混同事故を減らすため、路面に異なる色の誘導線表示を韓国道路公社現場の職員が提案。道路交通法改正を経て、韓国の高速道路 900 ヶ所余りに適用され、事故率を 40%近く削減
- #2. 列車の客室内のゴミ収集カート: 人体数値データと車内保管スペースを考慮した掃除カートのアイデアを提案し、高齢労働者の筋骨格系の疾患予防と車内の美観改善を同時に達成 → KTX・SRT 29 箇所、235 セットを供給

韓国知識財産処の発足 100 日を迎え、国民誰もが創造的なアイデアで国家経済と社会発展に参加できる門が開かれる。韓国政府は、国民全員が活発にアイデアを出せる場を設け、優れたアイデアは実際の政策と事業として現実化する「ファストトラック」(Fast Track)を稼働する。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、関係省庁と連携し、社会のあらゆるところに存在する国民の創造的なアイデアを大規模に発掘・高度化し、その結果を実際の事業と政策につなげる国家規模の国民参加型プロジェクト「みんなのアイデア」を 1 月 8 日から本格的に開始する。

総賞金規模は 7 億 8 千万ウォンで、そのうち全体 1 位には最大 1 億ウォンの賞金が授与される予定だ。また、上位 1 万件の優秀アイデアに対しても 3 万ウォン相当の地域通貨、文化商品券などが支給される。

本プロジェクトは、国民の創造的なアイデアが韓国の未来を牽引する原動力となるよう、AI などの先端産業分野における革新的なアイデアはもちろん、日常生活の不便を画期的に改善する斬新なアイデアを国民・企業・政府が共同で発掘するために推進される。

韓国政府は国民の創造力と集団知性が産業と政策革新につながる国家規模のオープンイノベーション体制を整え、省庁横断的な協力により、皆が共に創る「真の成長*韓国」を実現していく計画である。

* 真の成長: 人工知能(AI)3 大国、潜在成長率 3%、国力世界 5 強

1月8日から4月15日まで「みんなのアイデア」ホームページで、国民誰もがアイデアを提案できる。企業と政府が提示した課題について解決アイデアを提案する指定公募と、アイデアを主題や分野の制限なく自由に提案する自由公募に区分して運営される。

指定公募は「人工知能(AI)エージェントで私たちの日常を変える」(科学技術情報通信部)、「小規模事業場の労働安全の日常化」(雇用労働部)など、最近の産業と社会の中核課題に関連する合計10課題(別添3 公告文参照)で構成される。自由公募はこうした課題提示なしに、政府の政策または技術・製品・事業化アイデアを国民が直接自由に提案すればよい。

4月から専門家による書類審査を経て、応募されたアイデアの中から合計100件の優秀アイデアを一次選定する。続いて、提案されたアイデアを実現可能な解決策へと高度化するため、選ばれた提案者100名を対象にアイデア高度化プログラムも支援される。

高度化プログラムは約4ヶ月間、専門家コンサルティング、アイデアスケールアップ、試作品製作、技術検証、特許出願などを提案されたアイデアの性質に応じて、選択的に支援する。政策提案の場合、該当政策所管部署の担当公務員もメンターとして参加し、政策の実現可能性を高める計画である。

政府と参加企業は国民の活発な参加を促すため、歴代政府部門アイデア公募戦の最大規模となる総額7億8千万ウォン相当の報奨金も準備した。指定公募10課題別金・銀・銅各1名(合計30名)と自由公募政策・技術分野別金・銀・銅各5名(合計30名)を選抜し、それぞれ金賞1,000万ウォン、銀賞500万ウォン、銅賞300万ウォンの賞金を支給する予定である。また、金賞受賞者20名の中から全体1~3位を選定して追加で報奨金を支給し、全体1位受賞者には最大1億ウォンの賞金を授与する計画である。

今回の公募は、単に優れたアイデアを発掘する一回限りのイベントにとどまらない。受賞作品は関係省庁の連携により、起業支援はもちろん、その後の事業化研究開発(R&D)や知的財産権の取引、政策・制度への反映など、実質的な実行段階まで連携し支援する予定だ。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は「国民のひらめくアイデア一つひとつが、皆の日常生活を豊かにする政策へ、また明日の産業となり、新たな雇用を創出できる」とし、「知識財産処発足100日を迎え、今回のプロジェクトを開始し、国民と企業、政府が共に創造的なアイデアで皆の成長を実現する国家規模のオープンイノベーションエコシステムの新たな起点を作りたい」と強調した。

アイデア提案を含む詳細な事項は[みんなのアイデア]ホームページ(www.모두의아이디어.kr)で確認できる。その他の問い合わせ事項は[みんなのアイデア]相談センター(1811-6095)へ連絡すればよい。

2-3 「2026 WIPO グローバルアワード」申請を募集中

韓国知識財産処(2026.1.15.)

- 知的財産を基盤とする中小企業・スタートアップのグローバルな舞台 -
- 韓国国内企業の連続受賞、革新的な企業であれば誰でも挑戦可能(1月15日～3月31日)
-

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、世界知的所有権機関(WIPO*)が開催する「2026 グローバルアワード(Global Awards)」の申請受付が開始されたと15日に明らかにした。

* WIPO(World Intellectual Property Organization): 国連傘下の知的財産分野の国際機関

WIPO グローバルアワードは、知的財産(IP)を戦略的に活用して経済的成果を創出し、社会的・環境的な価値まで実現した中小企業とスタートアップを発掘する国際的な表彰プログラムであり、2022年から世界各国の企業の高い関心のもと毎年開催されている。

この賞は、技術の規模や企業の沿革よりも「知的財産を活用した成長ストーリーとグローバル展開可能性」を重点的に評価するのが特徴で、革新的なアイデアと知的財産戦略を有する企業であれば誰でも挑戦できる。

2024年には、韓国国内企業として初めて、廃棄物リサイクル AI ロボットスタートアップ「エイトテック」が受賞した。昨年は 3D コンテンツベースのウェブページを制作できるプラットフォームを提供する創業3年目のスタートアップ「コードグリム」が受賞し、韓国企業の技術力と知的財産の活用能力を国際社会に知らせる成果を収めた。

<歴代グローバルアワード受賞企業>

2022年:62カ国272社の応募企業の中から中国(2社)、シンガポール、日本、オランダの5社が受賞

2023年:58カ国548社の応募企業の中から中国(2社)、シンガポール、フランス、ケニア、スロベニア、メキシコの7社が受賞

2024年:107カ国667社の応募企業の中から韓国、中国、シンガポール、タイ、スイス、ケニア、クウェート、アルゼンチン、トルコの9社が受賞

2025 年:95 カ国 780 社の応募企業の中から韓国、英国、スイス、チリ、スリランカ、アイスランド、インド、シンガポール、中国の 10 社が受賞

参加対象は、従業員数 300 名以下、年間売上高 1,500 万ドル(韓国ウォンで約 221.3 億ウォン)以下の中小企業とスタートアップであり、産業分野や技術領域に制限はなく、申請期間は 1 月 15 日から 3 月 31 日までだ。評価基準は、知的財産に基づく事業化実績、知的財産権取得戦略および活用能力、経済的・社会的・環境的な波及効果、今後のグローバル成長可能性などである。本賞の詳細は WIPO ウェブサイト(<https://www.wipo.int/en/web/awards/global>)で確認できる。

受賞企業には、7 月にスイス・ジュネーブで開催されるグローバルアワード授賞式への招待、知的財産事業化のためのカスタマイズ型メンタリング、グローバル投資家・協力企業との独占的なネットワーク機会などが提供される。

韓国知識財産処のシン・サンゴン知的財産保護協力局長は「WIPO グローバルアワードは、韓国の中小企業とスタートアップが知的財産を基盤にグローバル競争力を証明できる非常に意義深い機会」とし、「革新的なアイデアと知的財産戦略を保有する企業の積極的な参加を期待する」と述べた。

2-4 韓国知識財産処、「AI 分野の特許審査実務ガイド」を改正

韓国知識財産処(2026.1.15.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 15 日、出願人の理解を図るため、人工知能(AI)分野の特許審査実務ガイドを改正し配布すると明らかにした。

AI 分野の特許審査実務ガイドは、AI 技術に関連する明細書記載要件および進歩性判断に関する理解を図るための実務指針であり、2020 年の制定以降、AI 技術の発展に合わせて継続的に補完・改正されてきた。

今回の改正は、最近フィジカル AI、オンデバイス AI など新たな形態の AI 技術が産業全体に急速に拡散していることを受け、最新技術に関する特許審査の事例が必要だという現場の要請から始まった。知識財産処は昨年 7 月、「AI 審査基準協議体」を発足させ、韓国の AI 代表企業・機関と意見交換しながら改正案を準備し、国民意見聴取を通して最終案を作成した。既存 10 件の審査事例に 5 件の最新事例を加えた審査実務ガイドは、知識財産処ウェブサイト*からダウンロードできる。

* 知識財産処ウェブサイト (<https://www.moip.go.kr/>) → 冊子/統計 → 刊行物 → 知的財産審査基準/マニュアル → 技術分野別審査実務ガイド(2026.01.)

新たに追加された審査事例は、AI 技術を活用して特許が認められた事例と拒絶された事例の技術的な特徴を比較して提供することで、AI 研究者や発明者が特許出願時に容易に参照できるよう構成されている。例えば、オンデバイス AI 技術を搭載した「サービングロボット制御」事例は、公開された AI モデルを広く知られた方法で軽量化し、ロボットに搭載した場合は特許を取得できないが、ロボットが移動する飲食店内の環境、ロボットの利用可能なリソースなどを反映して公開された AI モデルを最適化・軽量化した場合は、特許が認められる可能性があることを示している。

「AI スピーカーを用いた専門的な回答提供」事例は、従来のオンラインチャットで行っていた質疑応答を、単純に生成 AI に変更した場合には特許を取得できないが、音声認識で年齢層を認識し、生成 AI にカスタマイズされた質問を生成する場合には特許として認められることを示している。

ただし、審査実務ガイドを参照する際に留意すべき点は、ガイドに掲載された事例は出願当時の技術水準に照らして特許性を判断したものであり、実際の審査時には当該出願時点において判断する点である。

韓国知識財産処のバク・ジェイルデジタル融合審査局長は「AI 分野の特許審査実務ガイド改正過程で最も重点を置いたのは現場の声」とし、「急変する AI 技術の変化に対応し、産業界と緊密に連携し、知的財産基盤の革新活動を支援していく」と述べた。

2-5 営業秘密保護における実態調査、「国家承認統計」に指定

韓国知識財産処(2026.1.19.)

- 調査の信頼性向上および営業秘密保護の認識拡大に期待 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」に基づき、実施中の「営業秘密保護における実態調査」が国家データ処により国家承認統計(承認番号:第 138003 号、2026 年 1 月)に指定されたと発表した。

知識財産処の統計としては「知的財産権統計(1976 年)」、「知的財産活動調査(2006 年)」に続く三度目の国家承認統計指定であり、知的財産保護分野の調査の公信力と政策活用度を一層高めた点で意義が大きい。

知識財産処は 2016 年から営業秘密保護における実態調査を実施し、知識財産保護政策立案のための基礎資料として活用してきた。調査結果の対外的な信頼性と客観性の確保のため、営業秘密保護における実態調査の国家承認統計指定を継続的に推進してきた。

特に昨年は、国家データ処が主管した「2025 年統計基盤政策支援事業」により、母集団形成、標本設計、調査方法などを改善し、正確で一貫性のある調査結果を確保できる基盤を整えた。

知識財産処は今後、営業秘密保護における実態調査に基づき、企業と大学・公的機関を対象に①営業秘密保護の管理・保護状況、②政策認知度および需要、③流出被害および対応状況などについて毎年調査し公表する予定である。

韓国知識財産処のシン・サンゴン知識財産保護協力局長は「今回の国家承認統計指定により、営業秘密保護における実態調査の信頼性が向上し、営業秘密保護に対する国民の認識もさらに拡散されると期待できる」としつつ、「知識財産処は今後、実態調査結果を積極的に活用し、国民が実感できる営業秘密における保護政策を推進していく」と述べた。

2-6 韓国、次世代 AI メモリ「強誘電体素子」特許出願、世界 1 位

韓国知識財産処 (2026.1.19.)

- 韓国、12 年間の出願数・年平均増加率ともに世界 1 位を維持 -
- サムスン電子・SK ハイニックス、グローバル TOP3 に名を連ねる -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)が直近 12 年間(2012 年～2023 年)に先進 5 カ国の知的財産機関(IP5:韓国、米国、中国、欧州連合、日本)に出願された強誘電体素子分野の特許を分析した結果、韓国が出願量 43.1%(395 件)で 1 位を占めた。

年平均増加率も韓国が 18.7%で最も高く、韓国が出願量と増加率の両方で 1 位を占め、次世代メモリ技術を主導していることが明らかになった。

強誘電体は、電界を加えなくても誘電分極を維持して不揮発性を提供し、分極転換により高速な負荷応答速度を実現する誘電体物質である。

強誘電体を活用した素子は、他の次世代技術と比較して既存の半導体設備をそのまま活用できるため、新たな設備投資なしに生産が可能である。

また、ナノメートルレベルの薄い厚さでも強誘電特性が維持される独自の微細化性能により、従来の材料の物理的な限界を克服している。

このようなプロセス互換性と微細化性能により、強誘電体素子は高集積 AI チップ製造に最適な条件を提供し、次世代 AI メモリ産業をリードする中核材料としての地位を確立している。

* 強誘電体材料の中でもハフニウム酸化物 (HfO₂) は既存プロセスとの互換性が高く、高集積化および商用化に有利な関連メモリ市場も急速に成長している。

グローバル 3D NAND フラッシュメモリ市場は、2024 年の 218 億ドルから年平均 21.8%成長し、2034 年には 1,494 億ドルに達すると予測されている。強誘電体メモリ (FeRAM) 市場も 2021 年から年平均 3.8% ずつ成長し、2028 年には 3.8 億ドル規模を形成すると予想される。

<韓国、出願件数 395 件で世界 1 位、年平均増加率 18.7%で世界 1 位>

出願人の国籍別に見ると、出願件数は 1 位韓国が 43.1% (395 件) で最も多く出願し、次いで 2 位アメリカ 28.4% (260 件)、3 位日本 18.5% (170 件)、4 位中国 4.6% (42 件)、5 位欧州連合 4.1% (38 件) の順であった。

同期間の年平均増加率も韓国が 18.7% で最も高く、次いで中国 (14.7%) と米国 (12.5%) であった。欧州連合 (5.8%) と日本 (-19.8%) は主要国の年平均増加率 9.5% を大きく下回るか減少傾向を示した。

<サムスン電子・SK ハイニックス、グローバル TOP3 に名を連ねる>

主な出願者としては、1 位サムスン電子 (韓国、27.8%、255 件) が最多出願者であり、2 位インテル (INTEL) (米国、21.0%、193 件)、3 位 SK ハイニックス (韓国、13.4%、123 件)、4 位 TSMC (台湾、10.1%、93 件)、5 位 NANYA (台湾、5.3%、49 件) が続いた。

特に最近 3 年間 (2021~2023 年) の基準では、サムスン電子 (139 件) と SK ハイニックス (86 件) が 1 位と 2 位を占め、韓国が世界中の AI メモリ用強誘電体素子の研究開発を主導していることが確認できた。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は「強誘電体素子分野の技術成熟度が高まるにつれ、商用化技術の先取りに向けた特許権を確保するための競争が激化している」とし、「韓国企業が次世代 AI メモリ技術分野を主導できるよう、科学技術情報通信部、産業通商資源

部など関連機関と協力体制を構築し、特許分析の結果を産業界と共有するなど積極的に支援する」と述べた。

2-7 韓国知識財産処、青年の知的財産リーダーとの連携を強化

韓国知識財産処(2026.1.21.)

- 青年の意見聴取のための「次世代知的財産リーダー」懇談会を開催 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は1月21日(水)15時、韓国知識財産センター(ソウル江南区)において、韓国の未来における知的財産の主演である「次世代知識財産リーダー(YIPL, Young Intellectual Property Leaders)*」の青年と共に現場での交流懇談会を開催すると発表した。

*「キャンパス特許ユニバーシアード」と「D2B デザインフェア」大会の受賞者ネットワーク

本イベントは「青年の声で未来を描く」という標語のもと、青年参加者が大会準備中に直面した現実的な悩みや困難を知財処長が直接聞き、解決策を共に模索する「トークコンサート」形式で進行される。

参加した青年らは、AIを活用した知的財産教育、受賞者の就職優遇、学生起業家の特許出願支援などの拡大を提案し、知的財産活用中心の政策転換、国民への認知拡大に向けた努力など知的財産政策の方向性について知識財産処長と議論する予定である。

本イベントでは2026年度YIPL役員団任命式も併せて行われ、選抜された役員陣は1年間、若者の声を政府に伝えるコミュニケーション窓口の役割を担う。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は「知的財産が国家競争力と経済成長の中核要素として定着した今日、知的財産を活用して未来を見据え戦略的に思考できる人材がこれまで以上に重要だ」とし、「懇談会で収集した意見を青年知的財産政策立案の資産として活用し、知的財産人材が思い切り夢を描き飛躍できる環境づくりに尽力する」と述べた。

2-8 知的財産人の創造性と挑戦精神で「真の成長」を実現

韓国知識財産処(2026.1.21.)

- 韓国知識財産処・韓国発明振興会、2026年知的財産人の新年懇親会を開催 -

韓国知識財産処（キム・ヨンソン処長）は1月20日の火曜日17時、サムジョンホテル（ソウル江南区）において「2026年知識財産人の新年懇談会」を開催し、今年の知的財産における政策目標を共有するとともに業界の主要関係者の意見を聴取した。

新年懇親会には、知識財産処キム・ヨンソン処長、韓国発明振興会ファン・チョルジュ会長、世界特許ハーブ国家推進委員会のパク・ボムゲ共同代表、歴代特許庁長、ベテラン発明家、発明特許・文化芸術関連機関の関係者など約250名が参加した。国会産業通商資源中小ベンチャー企業委員会のイ・チョルギョ委員長とキム・ウォンイ国会議員、世界知的所有権機関（WIPO）のダレン・タン事務局長も祝電と映像で新年の挨拶を伝えた。

懇親会は、1949年の商工部特許局の発足から1977年の特許庁に昇格、そして2025年の知識財産処の昇格に至るまでの歴史を収めた映像上映や各界からの祝賀メッセージ、知財関係者で構成された「知財（IP）フィルハーモニックオーケストラ」の祝賀公演など、多彩なプログラムで進行された。知的財産の関係者は、知識財産処に昇格後、初の年となる2026年が知的財産制度の発展に意義ある年となるよう尽力する決意を固めた。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は「今年『国民のアイデアと知識が確かな資産となる国』というビジョンのもと、アイデアを資産化する革新エコシステムの構築に尽力する計画」とし「新年には知的財産関係者の創造性と挑戦精神が韓国の『真の成長』と『大躍進』に意義ある貢献をすることを願う」と述べた。

2-9 特許基盤の研究開発戦略でAIなど先端・戦略技術の圧倒的な優位性を確保

韓国知識財産処(2026.1.22.)

- 韓国知識財産処、2026年特許基盤研究開発(IP-R&D)戦略支援事業の申請を受付(1.22~2.2) -
- 特許情報を活用したR&D支援で産・学・研の優秀・中核特許創出促進 -

【関連国政課題】28. 世界をリードするNEXT戦略技術育成

- # A社が開発中のLNGポンプ用極低温ベアリングは、LNG運搬船と貯蔵施設に不可欠な中核的な部品であるが、これまで全量を輸入に依存。IP-R&D戦略支援で、海外企業の特許を分析し、製品設計のアイデアおよび中核技術の獲得戦略を立案、部品の国産化に初めて成功
- # B社はAIベースのフードテック系スタートアップ・ベンチャー企業であり、他社の技術情報および海外進出のための特許がない状況。特許分析により、他社が集中している技術領域

を確認し、技術差別化領域を導出。人工知能(AI)特化モデルの技術高度化および海外企業との供給契約締結など、海外進出を本格化。

韓国知識財産処が今年初の特許基盤研究開発(IP-R&D)戦略支援事業の公募を開始し、AIなど先端・戦略技術の圧倒的な優位性を確保するため、支援に積極的に乗り出す。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は1月22日の木曜日から2月2日の月曜日まで、中小・中堅企業および大学・公的機関を対象に、特許ベースの研究開発(IP-R&D)戦略策定を支援する「2026年度上半期IP-R&D戦略支援事業」への参加企業・機関を募集すると発表した。

IP-R&D戦略支援事業は、産・学・研の研究開発(R&D)実施段階において、特許情報をR&Dの出発点とし、①海外先行特許を回避・無効化しながら、②空白領域の優秀・中核的な特許を先占するよう、③最適な研究開発の方向を提示するカスタマイズ型R&D戦略支援事業である。今回の公募の対象は、研究組織を有する中小・中小企業およびR&D課題を遂行中の大学・公的機関であり、技術分野に関係なく支援が可能である。

今年のIP-R&D戦略支援事業は、AI大転換時代に効果的に対応するため、製造、モビリティ、ロボット、バイオなど産業分野の全般に適用されるAI+産業融合(AI+X)技術への支援を拡大する計画である。また、先端バイオ、カーボンニュートラル、素材・部品・設備など国家重点分野における技術主権確保のため、科学技術情報通信部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部などR&D主管部署との協力を強化する。

地方主導の成長のために地方政府・機関と連携し、地方特化産業に対するカスタマイズ型IP-R&D戦略を支援する。また、有望なディープテック・スタートアップの成長を支援するため、企業銀行(IBK)、産業銀行などの金融機関の投資・融資プログラムと連携し、IP-R&D戦略の支援を受けたスタートアップが後続の金融支援まで受けられるようにする計画である。

IP-R&D戦略が産・学・研R&D現場で実効性を持って策定されるよう、優れた知的財産調査・分析専門機関*を育成し、戦略に対する品質管理体制を構築して高品質の戦略がR&D全体に拡散されるよう積極的に支援する。

*「産業財産情報法」(第17条)に基づき、産業財産情報を調査・分析し、研究開発戦略を提示する専門機関として「産業財産診断機関」を指定(2026年1月現在309機関)

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は「技術覇権競争の激化と保護貿易主義の拡散に伴い、知的財産は先端・戦略技術の主権確保のための中核手段として台頭した」とし、「韓国企業と研

究機関がグローバル技術競争力を強化し市場を主導できるよう、IP-R&D を活用し優良特許を創出、超格差中核技術の確保、未来市場の先占を積極的に支援する」と述べた。

一方、事業公募は知識財産処ウェブサイト(www.moip.go.kr)および IP 統合支援ポータル(biz.kista.re.kr/ippro)で確認でき、2月2日の月曜日まで IP 統合支援ポータルでオンライン申請が可能だ。

2-10 韓国知識財産処、K-ブランド輸出企業対象に現場でカスタマイズ型の知的財産紛争に向けた予防教育を実施

韓国知識財産処(2026.1.23.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長、以下知財処)は、K-ブランド保護政策の一環として、海外進出企業の知的財産紛争を事前に予防するための「知的財産(IP)紛争ドクター」の現場支援を本格的に推進すると23日に明らかにした。

知識財産処は1月23日の金曜日、農林畜産食品部の「K-フード輸出支援事業説明会(ソウル科学技術コンベンションセンター)」に現場ブースを設置し、参加企業を対象に K-ブランド紛争予防および模倣品対応教育を実施する。

これまで知識財産処が実施した現場の声(VOC*)分析結果によると、輸出(予定)企業が知的財産権に関する情報不足により、海外で商標の無断先占など知的財産紛争のリスクに繰り返し晒されていることが確認できた。

* 関連企業、業種別協・団体、知的財産センターなど関係者意見聴取実施(2025年度計38回)

知識財産処は企業の海外保護能力を強化し、不必要な紛争を事前に防止するため、カスタマイズ型教育に乗り出す。

「IP 紛争ドクター」は知的財産の専門弁護士・弁理士で構成され、海外展示会参加予定の企業を対象に、輸出国・主要製品群を考慮したカスタマイズ型の紛争予防教育を提供するため、直接現場に訪れ、教育・相談を実施する予定である。

企業実務者が現場ですぐに活用できるよう、模倣品の主な類型と最新の流通動向、悪意のある商標の無断先占対応法などを案内する予定だ。必要に応じて別途相談によるカスタマイズ型の診断と事業支援によるソリューションも提供する計画である。

韓国知識財産処のパク・ジンファン知的財産紛争対応局長は「模倣品と知的財産紛争は企業価値と輸出競争力に影響を与える主要因」とし、「農林畜産食品部、産業部、中小企業部など関係部署と協力し、輸出企業の K-ブランド保護のための『IP 紛争ドクター』支援を継続的に拡大していく計画」と述べた。

2-11 韓国知識財産処、「CEO・研究者のための特許出願戦略」を発刊

韓国知識財産処(2026.1.26.)

- 収益につながる特許請求の範囲の作成からグローバル特許の確保まで、現場密着型の戦略を収録 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 25 日、特許出願を準備する企業の CEO および研究者が必ず知っておくべき中核戦略をまとめた「CEO・研究者のための特許出願戦略」を発刊・配布したと明らかにした。

これは、知的財産権制度に不慣れで困難を抱える韓国国内企業や研究機関が、韓国国内で基盤の確かな特許を確保し、さらに米国などの主要市場でグローバル特許を安定的に確保できるよう支援することに焦点を当てたものである。

具体的には、①先行技術調査による特許可能性検討方法 ②収益性のある特許のための特許請求範囲の作成方法 ③優先審査および審査猶予など特許制度の戦略的な活用方法 ④海外特許確保のための国際条約活用方法などで構成され、複雑な法令や判例中心ではなく実際の出願段階で即時活用できる戦略とヒントを 20 ページ以内に簡潔にまとめた。

当該資料(ファイル)は、知識財産処ウェブサイト*(リンク)にて閲覧・入手可能であり、知識財産処の顧客支援室およびソウル事務所などに備え付け、必要な利用者が容易に活用できるよう計画している。

* 知識財産処ウェブサイト (<https://www.moip.go.kr/>) → 冊子/統計 → 刊行物 → その他
刊行物 → CEO・研究者のための特許出願戦略

韓国知識財産処のチョン・ヨヌ特許審査企画局長は「今回のガイドブックは、企業の CEO や研究者が特許制度を容易に理解し、実務に即座に活用できるよう、可能な限り薄く簡潔に構成した」とし、「スタートアップをはじめとする企業や研究機関で本資料を積極的に活用し広く共有することで、より多くの研究成果がグローバル特許の確保につながることを期待する」と述べた。

2-12 韓国知識財産処、ウズベキスタンに K-知的財産行政システムを伝授する第一歩

韓国知識財産処 (2026.1.26.)

- 歴代最大規模でウズベキスタンに輸出した K-知的財産行政システムの構築着工式を開催 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 1 月 26 日の月曜日、ウズベキスタン・タシケントにおいて「知的財産権の公共行政情報システム改善事業*」の着工式を開催し、韓国型知的財産の行政システム構築を本格的に開始すると発表した。

* 期間・予算:2026 年～2029 年、973 万ドル(約 134 億ウォン、韓国国際協力団(KOICA) ODA 予算)

本事業は、韓国型知的財産行政システムをウズベキスタンの現地環境に合わせて構築するもので、出願・審査など知的財産の行政全般をデジタル基盤で改善することを目的とする。人工知能(AI)技術を活用した、検索・分類機能と電子行政処理体系が適用された知的財産行政システムが海外に移植される初の事例として、ウズベキスタンの知的財産行政処理の効率性と利用利便性を同時に高めることが期待される。

ウズベキスタン現地で開催される今回の着工式には、ウズベキスタン側からは、法務省次官*および事業関連部門局長が出席し、韓国側からは知識財産処の知識財産情報局長とシステム開発を担当する韓国特許情報院の院長、韓国国際協力団のウズベキスタン副所長などが出席する。双方は事業推進の日程と詳細な構築方向を共有し、今後の協力方策について議論する予定である。

* ウズベキスタン特許庁は法務省傘下機関であり、法務次官が特許庁長官を兼務

知識財産処は今回の事業を通し、中央アジア地域に韓国型知的財産行政モデルの拡散拠点を整備し、今後 ASEAN、アフリカなどへの韓国型 AI 基盤の知的財産行政システムの輸出拡大に向けた足掛かりとして活用する計画である。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「今回の着工式は、韓国型 AI 基盤知的財産行政システムがウズベキスタン現地で本格的に実現される出発点」とし、「ウズベキスタンの知的財産における行政環境を先進的な知的財産行政体系へ高度化すると同時に、ウズベキスタンに進出する韓国企業に対する友好的な知的財産環境が構築されるよう最善を尽くす」と述べた。

2-13 ハーブとして成長した K-AI がグローバル市場をリード

韓国知識財産処 (2026.1.27.)

- 知識財産処、人工知能 (AI) モデル最適化をリードする企業 Nota を訪問 (1.27) -
- AI 企業の中核技術確保およびグローバル競争力の強化に向けた知的財産権戦略を議論 -

【関連国政課題】 28. 世界をリードするネクスト (NEXT) 戦略技術育成

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) は 1 月 27 日の火曜日 15 時、積極行政の一環として AI 特化モデルの軽量化・最適化をリードする企業である株式会社 Nota (ソウル江南区) を訪問し、現場の生の声を聴取するとともに、AI 企業の革新技术の開発およびグローバル進出のための知的財産権戦略支援策について議論する。

Nota は、膨大なサイズの AI モデルを圧縮し、様々な半導体チップでも実装を可能にする AI 最適化プラットフォーム「NetsPresso」を基盤に、グローバル半導体企業と戦略的に協力するなど、グローバル市場で技術力を認められている。

また、関連中核技術の確保・保護のため、総 222 件の特許を出願 (113 件登録、2026 年 1 月基準) し、知識財産処の「知的財産-研究開発 (IP-R&D) 戦略支援事業」を活用し、海外先行特許分析、研究開発の方向設定、新規知識財産権の創出など、知的財産基盤の技術競争力強化に取り組んでいる。

知識財産処は 2009 年から「知的財産-研究開発戦略支援事業」と通して、企業の研究開発初期段階から特許情報を活用し、優秀・中核的な特許を先取りできるよう体系的な知的財産戦略の立案を支援してきた。最近では、AI 大転換の時代的な潮流に先制的に対応し、AI3 大強国への飛躍実現を支援するため、AI 分野に対する戦略支援を拡大している。

*AI 分野支援課題数 : (2021)21 → (2022)42 → (2023)66 → (2024)66 → (2025)96 → (2026)100 件以上

知識財産処のキム・ヨンソン処長は「AI 技術はグローバル覇権競争の中核であり、特許は単なる権利確保を超え企業の成長動力」とし、「韓国の AI 企業がグローバル市場で競争力を備えるのに役立つよう、知的財産基盤の支援政策をさらに強化していく」と述べた。

2-14 韓国の特許出願、初の 26 万件突破し、世界 4 位

韓国知識財産処(2026.1.27.)

- 韓国企業の海外特許出願も 17.6%増加し、輸出増加の傾向を牽引 -
- 厳しい経済環境下でも特許出願が増加したことは、韓国企業の革新努力を証明するもの -

最近の保護貿易の拡散など、厳しい経済環境の中でも、韓国の特許出願が史上初めて 26 万件を達成した。2013 年に 20 万件を突破して以来、12 年ぶりのことである。特許出願を 26 万件以上達成した国は、世界で日本(1984 年)、米国(1999 年)、中国(2008 年)に続き、韓国が 4 番目となる。2024 年には中国、米国、日本に次ぐ世界 4 位の出願規模を記録**しており、2025 年も世界 4 位の規模を維持すると見込まれる。また、海外特許出願も前年同期比 17.6%増加し、韓国の輸出増加を牽引した。

* 国外特許出願状況(件) : (2013) 204,589 → (2020) 226,759 → (2024) 246,245 → (25) 260,797

** 国別特許出願(2024 年基準) : 1 位 中国(1,828,054 件)、2 位 アメリカ(603,194 件)、3 位 日本(306,855 件)、4 位 韓国(246,245 件)、5 位 欧州(199,402 件)

グローバル経済の不確実性拡大にもかかわらず特許出願が増加したことは、内部的には危機を機会へ転換しようとする韓国企業の持続的な革新努力を示す一方、外部的には特許を含む知的財産(IP)の重要性が次第に高まり、NPE(特許収益化専門企業)などによる特許紛争が増加する国際環境の中で、韓国企業が知的財産確保に積極的に取り組んでいることを示唆している。

<2025 年国内特許出願総数 260,797 件、前年比 5.9%上昇>

韓国知識財産処によると、2025 年の韓国国内特許出願総数は 260,797 件で、前年(246,245 件)比 5.9%増加した。全出願者類型で増加し、個人(15.0%↑)、中堅企業(13.7%↑)、大手企業(5.6%↑)、中小企業(4.6%↑)の順で増加率が高かった。

産業別*で見ると、2025 年の国内特許出願上位 10 分野のうち、人工知能・量子技術などを含む情報通信技術(ICT: Information & Communications Technology)関連産業の特許

出願は 27,033 件で、前年同期比 21.1%増加した。また、二次電池分野の特許出願も 10,624 件で、LG エネルギーソリューション・サムスン SDI・SK オンなど韓国国内二次電池代表 3 社を含む大企業を中心に出願件数が増加し、前年同期比 14.4%増加した。

* 産業別統計は出願書技術分類に約 2 ヶ月を要するため、2025 年 1～10 月累計基準

** 情報通信技術関連産業（コンピュータプログラミング、システム統合および管理業およびコンピュータ製造業）：（2024 年 1～10 月累計）22,318 件 → （2025 年 1～10 月累計）27,033 件

二次電池関連産業（一次電池及び蓄電池製造業）：（2024 年 1～10 月累計）9,285 件 → （2025 年 1～10 月累計）10,624 件

これは、韓国企業が人工知能（AI）大転換期を機会と認識し、AI・量子技術などの先端産業分野を中心に緻密な特許戦略を構築した結果と解釈される。

<2025 年 韓国企業の海外特許出願 前年同期比 17.6%増加>

急変する国際情勢に対応し新たな海外市場を先取りするための韓国企業の努力により、先進 5 カ国*の知識財産処に出願された韓国企業の特許は、前年同期**（56,989 件）比 17.6%（67,025 件）増加した。このうち米国に出願した特許件数は 32,976 件で、主要国（米国、中国、欧州、日本）への海外出願の中で最も高い割合（49.2%）を占め、中国への特許出願は 16,621 件で最も高い増加率（72.3%）を記録した。

* 先進 5 カ国知的財産庁 [IP5]：米国、中国、韓国、日本、欧州

**（2024 年 1～9 月累計）56,989 件 → （2025 年 1～9 月累計）67,025 件（17.6%↑）

また、WIPO（世界知的所有権機関）データセンター（2024）などの統計によると、ベトナム（1,395 件、31.4%↑）、インド（3,826 件、8.1%↑）、台湾（3,365 件、8.1%↑）などへの韓国企業の海外特許出願も持続的に増加しており、韓国の特許出願対象国・地域が従来の米国、中国中心から拡大している。14.4%↑）、台湾（3,365 件、8.1%↑）などへの韓国企業の海外特許出願も持続的に増加しており、韓国の特許出願対象国・地域が従来の米国、中国中心からベトナム、インド、台湾などへ拡大していることが明らかになった。

韓国の最大貿易輸出国・地域（輸出金額基準）が中国、2 位米国、3 位ベトナム、4 位台湾、8 位インドであることを考慮すると、韓国の輸出対象国も特許出願と同様の方向で拡大していると分析される。

* 中国（1,307 億ドル）、米国（1,228 億ドル）、ベトナム（627 億ドル）、台湾（490 億ドル）、インド（192 億ドル）（2025 年 1 月～12 月累計基準、関税庁国別輸出入実績）

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「世界経済の不確実性が高まる中でも、AI・量子技術などの先端産業分野を中心に韓国企業の特許出願が増加していることは非常に肯定的」とし、「昨年10月に知識財産処へ昇格されたことを契機に、韓国企業の海外特許確保のための支援を一層強化していく」と述べた。

2-15 知識財産委員会、2026年初の政策公開討論会を開催

韓国知識財産処(2026.1.29.)

- 孤立した公的知的財産を民間資本と結びつけ、韓国経済の次世代エンジンとして育成 -

大統領所属国家知識財産委員会(イ・グァンヒョン委員長、以下「知財委」)は1月29日の木曜日、午前7時30分、韓国プレスセンター(ソウル中区)において「2026年度第1次知的財産(IP)政策公開討論会(以下「公開討論会」)」を開催したと発表した。

今回の公開討論会は、2025年の1年間、知的財産における訴訟管轄集中、韓国型証拠収集制度の導入など国家知的財産の中核懸案を扱い、成功裏に定着した「知的財産政策における公開討論会」を2026年度も隔月で定例化して開催する最初の場合である。

先日1月15日にSTO(トークン証券)の発行と流通のための「電子証券法」改正案が国会本会議を通過したことを受け、今年初の公開討論会は「知的財産ロイヤルティ(標準特許)をトークン証券として民間資本と結びつける方策」をテーマに開催された。イ・グァンヒョン委員長の開会辞とチェ・スジン議員の挨拶で幕を開けたこの日は、知財委民間委員、知識財産処、ソウル高等法院、大韓弁理士会、韓国知的財産権弁護士協会、韓国知識財産協会、韓国知識財産研究院など、韓国を代表する知的財産分野のオピニオンリーダー30余名が出席し、熱心な討論を繰り広げた。

[音楽著作権を利用した分割投資事例 - ミュージックカウ キム・ジス代表]

ミュージックカウのキム・ジス代表は、クリエイターが公正な価値を報酬として受け取り資金調達を行う「より良い音楽エコシステムの構築」の重要性を強調した。特に音楽知的財産をキャッシュフロー中心の金融資産として構造化し、累積取引額4,000億ウォンを突破した成果を共有しながら、「韓国国内で生産される良質なコンテンツが資産として蓄積されるためには、トークン証券案をはじめとする政府の制度的な補完と支援が不可欠」とし、「音楽知的財産がトークン化され、大規模で流動性のある制度圏市場において多数の参加者が取引する市場を実現し、韓国がコンテンツ制作から金融化段階へさらに一歩前進する機会となるべきだ」と述べた。

[知的財産ロイヤルティ基盤のトークン証券など金融モデル活性化方案 - IPVINE イ・ジョンウ代表]

IPVINE のイ・ジョンウ代表は「AI 時代、知的財産を富に変える IP Capitalism STO 戦略」をテーマに、知的財産金融モデル活性化方策を発表した。イ代表は動画標準特許 (HEVC) のロイヤルティ流動化で IRR* 15.4%を達成した実績と、音楽著作権を活用したロイヤルティ流動化の経験を共有しながら、「AI 時代において韓国も標準特許ロイヤルティをトークン証券として発行し、民間資本が技術現場に流入する強力な金融エンジンを装備すべきだ」と語った。

* 内部収益率 (Internal Rate of Return) : 投資計画において発生する費用と便益の流れがある場合、当該投資計画の現在価値を 0 にする割引率であり、当該商品に対して期待できる年平均収益率

イ・グァンヒョン委員長は「知的財産は今や法的権利を超え、国家経済成長の中核的な動力である金融資産として生まれ変わるべきだ」とし、「今回の公開討論会で議論される知的財産ロイヤルティベースのトークン証券モデルが民間資本を技術現場に流入させ、『KOSPI 5,000 時代』を確固たるものにする呼び水となるだろう」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国知識財産処、2025 年模倣品流通取り締まり成果を発表

韓国知識財産処 (2026.1.14.)

- 刑事立件 388 名、約 14 万点の模倣品を押収、正規品価格 4,326 億ウォン相当 -

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン 処長) は、昨年の商標権侵害と模倣品流通に対する全方位的な取り締まりを通して、商標権侵害犯 388 名を刑事立件し、模倣品の約 14 万 3 千点 (正規品価格 4,326 億ウォン相当) を押収したと明らかにした。

刑事立件者数は前年比 26% 増の 388 名であり、正規品価格基準では 32 倍急増した 4,326 億ウォン相当に達した。これは知的財産権の保護と消費者の安全のため、模倣品に対する取り締まりを一層強化した成果である。

《年度別商標特別捜査官取り締まり実績》

区分	2021	2022	2023	2024	2025
刑事立件(件)	557	372	234	307	388
押収物品(点)	78,061	375,583	122,400	176,273	142,995
正規品価格(億ウォン)	415.1	425.8	278.6	134.3	4,325.9

今回の取り締まりでは、商標警察発足(2010年9月)以降、単一事件基準で最大規模の偽ブランドアクセサリー流通業者(2025年6月、3万9千点余り、正規品価格3,400億ウォン)を摘発するなど、大規模流通網を中心とした計画捜査が成果を上げた。これとともに、偽化粧品(2025年5月、4万6千点余り、正規品価格20億ウォン)、偽造自動車部品(2025年7月、2万3千点余り、正規品価格2.5億ウォン)など、国民の健康(化粧品、眼鏡など)および安全(自動車部品、電子製品など)に直結する模倣品も多数摘発した。

また、K-POP 人気に伴うグッズ商品の販売増加に乘じ、偽グッズを流通させた事例も摘発(2025年8月)され、商標権者とともに偽グッズ2万9千点余り(正規品価格5億ウォン相当)を押収した。

一方、取り締まりを逃れるため、NAVER バンド・カフェ、Instagram、YouTube などのソーシャルネットワークサービス(SNS)で模倣品取引が拡大していることを受け、これに対する取り締まりも強化した。その結果、44名を刑事立件し、1万7千点(正規品価格127億ウォン相当)を押収する成果を上げた。

このうち、海外プラットフォームを利用して深夜に短時間販売した後、即座に削除する方式で取り締まりを回避するライブ配信については、数ヶ月にわたる配信モニタリング、聞き込み・張り込み捜査により配信現場を急襲するなど、計画捜査により22名を刑事立件した。

押収された模倣品を品目別にみると、押収物品数基準では装飾品類が27.5%で最も大きな割合を占め、化粧品類(7.4%)、衣類(6.7%)が続いた。正規品価格基準では装飾品類が87.6%で大部分を占めた。

特に消費者の皮膚に直接使用される化粧品、香水、マスクパックなどの化粧品類が新たに大規模に摘発され、国民の健康と安全を脅かす要素として浮上していることが明らかになった。

韓国知識財産処のシン・サンゴン知識財産保護協力局長は「模倣品の販売行為が国民の健康と安全に直結する製品にまで拡散しており、消費者にとって深刻な脅威となっている」とし、「知

識財産処は健康機能食品・化粧品など危害の懸念が大きい模倣品に対しては集中取り締まりを実施し、不寛容の原則に基づき厳正な法執行を推進していく」と述べた。

3-2 商標警察、外国人観光客対象にした模倣品販売グループ、集中取り締まりを推進

韓国知識財産処(2026.1.28.)

- 韓国知識財産処、釜山(プサン)の模倣品販売店 13 カ所を摘発、12 名を送検し 7,896 点を押収 -
- 外国人観光客の財布を狙う模倣品販売する行為の集中取り締まりを推進 -

最近の韓流ブームにより、外国人観光客の訪問が増える中、外国人観光客を対象とした模造品の販売に対し、知識財産処が厳しい措置を取った。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)商標特別司法警察(以下「商標警察」)は、釜山国際市場と釜山南部一帯の住商複合商業施設で海外有名ブランドの衣類・アクセサリー・バッグなどの模倣品を販売した A 氏(男性、43 歳)ら 12 名を商標法違反の疑いで検察に起訴意見で送致したと明らかにした。

商標警察は、2025 年 9 月 11 日から 9 月 12 日にわたり、模倣品販売拠点が国際市場から釜山南部一帯の新規商圈へ移動した状況を把握し、先制的な取り締まりを実施した後、国際市場まで取り締まりを拡大し、模倣品販売店 13 カ所で計 7,896 点(正規品価格約 258 億ウォン相当)を押収措置した。

<取り締まり被害 新たな商業地域へ移動 模倣品販売拠点の多様化>

商標警察は、釜山のある商業施設団地に模倣品販売業者が出店し、高級ブランド衣類・アクセサリー・バッグなどの模倣品を販売してきた状況を把握した。彼らは新たな商業地域へ移動しながら違法営業を継続してきたとみられる。

これを受け商標警察は、2025 年 9 月 11 日、住商複合商業施設内の模倣品販売拠点 10 ヶ所に対し合同取り締まりを実施し、合計 4,194 点(正規品価格約 76 億ウォン相当)を押収した。これまで小規模・単発的な取り締まりに留まり実効性が限定的だったが、今回は強制執行による同時一斉取り締まりで模倣品流通拠点に対する実質的な成果を上げた。

<外国人観光客を狙った国際市場「秘密店舗」での模倣品販売>

国際市場一帯では外国人観光客の流入増加に伴い、外国人観光客を対象とした秘密店舗方式の模倣品販売が確認された。これを受け商標警察は、2025年9月12日、国際市場内の販売店3ヶ所の店舗内部および秘密店舗に対し取締りを実施し、高級ブランド偽バッグ・財布など3,702点(正規品価格約182億ウォン)を押収した。

外国人観光客はSNSなどを活用して販売情報を入手した後、観光ガイドの案内で秘密店舗を訪れ模倣品を購入していたことが確認された。特に一部外国人が韓国での模倣品を購入する行為をSNSで紹介する事例が確認されており、K-カルチャーの世界的拡散に支障をきたす恐れがある。

韓国知識財産処のシン・サンゴン知識財産保護協力局長は「K-POP、K-コンテンツの世界的人気に支えられ海外観光客が着実に増加している状況で、外国人観光客に対する模倣品販売など国家イメージを損なう行為を継続的に取り締まる計画」と述べた。

3-3 韓国知識財産処・食品医薬品安全処・関税庁、K-化粧品模倣品対策に向けた省庁横断的な官民合同協力体制を稼働

韓国知識財産処(2026.1.23.)

- 「偽化粧品対策における関係機関の協議体」局長級会議を開催 -
- K-化粧品の知的財産権保護、模倣品による企業被害予防で協力 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長、以下知財処)と食品医薬品安全処(オ・ユギョン処長、以下「食薬処」という)、関税庁(イ・ミヨング庁長)は、「偽化粧品対応における関係機関の協議体」会議を食薬処(忠清北道清州市所在)で1月23日の金曜日、14時に開催すると発表した。

* (出席) 知識財産処 知識財産紛争対応局長、食薬処 バイオ生薬局長、関税庁 調査局長、大韓化粧品協会 副会長

「偽化粧品対応における関係機関の協議体」は、2025年11月27日の国務総理主宰で、第6回国家政策調整会議で発表された「K-ビューティー安全・品質競争力の強化における方策」の一環として、世界的に大きな人気を集めているK-化粧品*の知的財産権を保護し、偽化粧品** 流通による企業と消費者の被害を予防するため、大韓化粧品協会とともに政府と民間の協力を強化するために設けられた。

* 輸出額(増加率): (2023)84.6億ドル→(2024)101.8億ドル(+20.3%)→(2025)114.3億ドル(+12.3%)

** 韓国企業の知的財産権を侵害する模倣品(97 億ドル、11.1 兆ウォン)のうち 10%が化粧品(9.7 億ドル、1.1 兆ウォン)と推定

本協議体では①海外偽化粧品の流通実態のモニタリング②K-化粧品の模倣品を防止する技術の導入および知的財産(IP)紛争ドクター教育*の拡大 ③通関段階の情報分析による偽化粧品の遮断および海外主要国の税関との協力強化 ④韓国国内の偽化粧品の流通取り締まりおよび消費者保護措置の強化策などを議論する。また、省庁横断的な官民協力の実質化と長期的な協力体制構築のための業務協約締結の必要性も議論する。

* IP 紛争ドクター(予防専門家):知識財産処の一般任期制専門家、知識財産保護院専門委員(弁護士)で構成され、輸出企業を対象に知的財産権(IP)紛争予防のオーダーメイド教育を実施

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は「K-ブランドの保護は単なる権利確保を超え、K-ビューティー企業の海外進出と競争力の強化に直結する」とし、「今後、食品医薬品安全処、関税庁と連携し、企業別支援と現地対応をさらに強化し、グローバル市場におけるK-ビューティーの地位を高めていく」と述べた。

食品医薬品安全処のシン・ジュンス生物生薬局長は「偽化粧品は品質と安全を担保できない違法製品であり、消費者の安全を脅かすと同時に、これまでK-化粧品企業が積み上げてきた努力の成果を損なう」とし、「今後も優れた品質と産業競争力を備えたK-化粧品の真の価値を、世界中の消費者が安心して享受できるよう最善を尽くす」と強調した。

関税庁のキム・ジョン調査局長は「K-ビューティーは韓国輸出産業の中核成長軸として、K-ビューティー輸出企業が持続可能なグローバル市場競争力を確保し、模倣品の流通に伴う困難を解消できるよう『GLOW-K*』輸出支援方策の推進とともに、海外主要国の関税庁とK-ブランド偽商品取り締まり協力を強化する」と述べた。

* グローバル貿易障壁の撤廃(Globalization)、輸入国別カスタマイズ支援(Local Fit)、電子商取引輸出活性化(Online Export)、輸出販路拡大(Widening Channel)、K-ブランド保護(K-Brand Protection)

韓国知識財産処・食品医薬品安全処・関税庁は今後も、官民が連携する偽化粧品対応における協力体制の運営をすることで、地位が高まっている K-化粧品のブランド価値と信頼性を保護し、輸出競争力を支えることに貢献できるよう最善を尽くす予定だ。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国知識財産処、K ブランドの保護に向け、中国と協力を強化

韓国知識財産処(2026.1.6.)

- 韓国知識財産処、大統領訪問を契機に中国の国家知識産権局と覚書(MOU)を締結 -
- 人工知能(AI)など先端技術を活用・模倣品の防止・知的財産事業化などで協力の範囲を拡大 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、1月5日の月曜日、中国人民大会堂で開催された、韓中首脳会談の機に、中国国家知識産権局(CNIPA)と「知識財産分野における深層協力に関する覚書」を締結したと発表した。

今回の覚書は、2021年に締結した「知的財産分野における深層協力に関する覚書」を拡大・補完したもので、①模倣品防止など知的財産保護に向けた協力、②審査および特許分析におけるAI・ビッグデータなど新技術の活用、③知的財産の取引・事業化・金融活性化など協力の範囲を大幅に拡大したものである。

これに先立ち、韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は1月4日の日曜日に、中国国家知識産権局シェン・チャンユ局長と知的財産分野における最高責任者の会議を開催し、両機関の知的財産政策、協力の現状および今後の重点協力の方向性について議論した。特に双方は、他人が利用している商標を先取りして、経済的な利益を得ようとする悪意のある商標出願に共同で対応していくことに合意した。

キム処長は「今回の覚書締結と悪意ある商標先占の防止に向けた協力の強化は、中国国内における K-ブランドのより効果的な保護に貢献することが期待される」とし「今後も韓国企業の輸出拡大と海外進出支援のため、知的財産分野における国際協力を継続的に強化していく」と述べた。

その他一般

5-1 韓国知識財産処は出願事実証明書が悪用されないよう書式整備などの対策を推進します。

韓国知識財産処 報道資料(2026.1.24.)

[報道内容]

2026年1月23日(金) KBS「書類さえあれば通過、仮出願による億単位の融資」記事において、韓国知識財産処の請求範囲提出猶予出願(通称仮出願)制度が政策融資コンサルティング業界で悪用されていると指摘

[韓国知識財産処の立場]

特許請求範囲の提出猶予出願は、発明者の利便性を図り迅速な権利確保のために一定期間(14ヶ月以内)請求範囲提出を猶予する制度であり、米国、日本などでも類似の制度が運用されています。出願日のみが確保されたもので、権利を示す請求範囲がないため、これ自体では特許審査を受けることもできず、技術水準に関する評価もできません。

特許請求範囲の猶予出願も正規出願の一つであるため、「出願事実証明書」が発行されています。

「出願事実証明書」は、単に特許出願の事実の有無を確認する書類であり、技術に対する評価(特許登録の可否、技術内容の確認など)自体に活用できる書類ではありません。

今後、韓国知識財産処は「出願事実証明書」が悪用されないよう関連書式を整備し、政策貸付関係部署と連携して再発防止対策を講じてまいります。

5-2 韓国知識財産処は、特許モンスターから中小企業を支援するため、専門コンサルティングやNPE情報提供など多角的な取り組みを行っています。

韓国知識財産処 報道資料(2026.1.26.)

[報道内容]

2026年1月26日の月曜日、E-TODAY「略奪の道具となった特許 韓国企業586件提訴」、「『特許モンスター』に対抗し枯死の危機、5年で半数が無効判決」記事において、特許訴訟において

中堅・中小企業は対応の余力が不足しているため、韓国政府が紛争対応と予防を包括する支援策の整備だけでなく、特許審査の品質向上が必要であると指摘

[韓国知識財産処の立場]

韓国知識財産処は資金・人材が不足する中小・中堅企業の特許紛争に対し、初期および事後対応を支援しており、今年から先端産業・戦略技術に関する紛争対応支援限度額を企業当たり年間最大 2 億ウォンから 3 億ウォンに引き上げるなど支援を強化します。

また、特許収益化専門企業 (NPE) の動向を事前に分析し、特許紛争モニタリング対象地域も米国以外に欧州などに拡大して先制的に対応できる体制を構築し、官民が協力する国際特許紛争対応協議会を運営して緊密な連携体制を構築します。

加えて、韓国知識財産処は半導体、バイオなどの先端技術分野の専任審査組織を新設*し、企業退職人材など現場経験のある専門家を審査官として採用 (165 名、2023~2025) し、審査の専門性を強化しています。今後も関係部署と協議し、審査官を継続的に増員して、関連制度を革新して審査品質を改善するよう取り組みます。

*組織新設: 半導体専任審査局 (2023.4)、二次電池 2 課 (2024.6)、バイオ 4 課 (2025.3)

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話: +82-2-3210-0195/FAX: +82-2-739-4658、e-mail: kos-jetroip@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム